

令和6年第4回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和6年4月25日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年第4回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和6年4月25日（木） 午後3時00分から午後3時16分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和6年第4回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和6年第4回朝霞市農業委員会総会

令和6年4月25日（木）

午後3時00分から

午後3時16分まで

朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

14番 須田 哲也 委員 15番 蕪木 勝美 委員

3 提出議案

議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第9号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定
について

4 諸報告

(1) 報告第4号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（20人）

会	長	高橋	隆
委	員	橋本	広明
委	員	栗原	昌章
委	員	石原	実
委	員	富岡	勇一
委	員	高野	正芳
委	員	渋谷	昇
委	員	金子	靖彦
委	員	渡邊	忠
委	員	高麗	俊一
委	員	高橋	秀明
委	員	千田	理恵子
委	員	野島	一
委	員	須田	哲也
委	員	蕪木	勝美
委	員	高野	政江
委	員	浅川	秀雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	小寺	昌
委	員	高橋	吉久

欠席委員（0人）

事務局

事	務	局	局	長	大瀧	一彦
事	務	局	局	次	長	佐藤 たかみ
事	務	局	専	門	員	山根 浩
事	務	局	主	任		根古谷 哲

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・大瀧事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和6年第4回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第4回総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

先日、私事ですが、朝霞市農産物直売組合の総会にご招待いただきまして、行ってまいりました。その中で、組合員の方々の色々なお話を聞かせてもらって、大変参考になりました。

消費者の方と、今は非常にコミュニケーションが取れて、消費の方も進んでいるというようなことを伺い、ここにいらっしゃる方々も庭先販売とか、スーパー等に出荷されている方もいらっしゃいますが、もっと生産者の顔を前に出して、もっと消費者や地域住民の方とコミュニケーションを取ってもらって、朝霞市の農業を理解してもらって地産地消が強まっていくと、朝霞市の農業も盛り上がるのではないかと考えていますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日も提出議案が2議案ございますが、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしくをお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中20名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

始めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

14番 須田 哲也委員と15番 蕪木 勝美委員のお二人にお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第8号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは1ページをご覧ください。

議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和6年4月25日提出

番号1

土地の所在地、登録地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

・大字岡字■■■■■■■■ ■■■、田、畑、520平方メートル

譲受人（ゆずりうけにん）、

朝霞市■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■■■■■■■■

譲渡人（ゆずりわたしにん）、

朝霞市■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ 持分二分の一

朝霞市■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ 持分二分の一

譲受理由、経営規模拡大、譲渡理由、経営規模縮小

譲受人耕作面積、7, 203平方メートル

家族数、5人、うち、耕作者数2人

調査説明委員、浅川 秀雄 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第8号につきまして、浅川 秀雄委員に調査結果の説明をお願いいたします

す。

○浅川委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は4月16日に行って来ました。土地の所有地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲り受け人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、

農地を取得しようとする者またはその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人が現在所有する農地はすべて耕作及び保全管理されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人またはその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人の世帯は年間のほとんどを農業に従事しており、農業経営状況調査においても、世帯で年間延べ410日農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲り受け人の世帯は約72アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、申請地では長ネギを栽培する予定とのことや、譲り受け人が申請地の隣接農地所有者であることから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、約9分であり問題ありません。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。朝霞駅東口から県道と光志木線を志木市方面に約1.8キロ進み、右手に見えるセブンイレブン朝霞市博物館前店の手前を右折します。130メートル程進んだら、三つまたになっている道の真ん中を約170メートル進み、左折して50メートル進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第8号につきまして、何かご質問がございますか。

・根岸台■■■■■■■

登記地目、登記面積の順に上から申し上げます。

■■■ 畑 1, 137平方メートル

■■■ 畑 1, 861平方メートル

新規更新の別 新規

設定する利用権

存続期間

開始年月日 令和6年5月1日

終了年月日 令和9年4月30日

賃借料 0円 作物 ほうれん草

権利の種類

使用貸借権設定

調査説明委員、渡邊 忠 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第9号につきまして、渡邊 忠委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渡邊委員

都市農地の貸借の円滑化に関する事業計画に対する調査は4月21日に行って来ました。

申請者の住所・氏名、土地の所在地、地目、面積等については事務局の朗読のとおりです。

貸主は、高齢になり、体力的に畑の管理をするのが難しくなってきたところ、申請者から貸借の申し出があり、貸し出すことにしたとのことです。

申請地は、すべて耕作されており、不耕作地はございません。申請者夫婦、また、その倅さん夫婦等が農業に従事しており、問題はないと見られます。

使用貸借権を設定するには、農業委員会の決定を経て、市長が事業計画書を認定する必要がありますが、事業計画書は先程事務局が説明したとおり、認定するために必要な要件を満たしており適正なものと認められます。

個人的な意見ですが、今回のように貸主が体調を崩して畑を耕作できなくなっているようなところに、熱心に農業をなさっている貸し受け人が耕作をしてくれると

いうことは大変助かることで、これからもこういうケースがどんどん増えてくれば良いなというのが個人的な感想です。

申請地の位置ですが、5ページをご覧ください。朝霞駅東口から県道と光志木線を和光市方面に約550メートル進み、根岸台7丁目交差点を左斜め前方に進みます。その後、150メートル程進み、右前方に朝霞住宅が見えたらその手前を右折し、水久保公園方面に向かって370メートル程進みます。水久保公園に着いてもそのまま道なりに230メートル程進み、東かすみ台児童遊園地を過ぎたら左折し、東かすみ台町内会館方面に向かって約50メートル進んだら右折します。130メートル程進んだら左折し、約110メートル進んで右折し、30メートル程進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第9号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件につきまして、決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、本件につきまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画を決定することに決しました。

それでは、■■■委員の入室を許可します。

(■■■委員 入室)

次に、諸報告を行います。報告第4号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、5月27

日（月）午後3時からです。場所は、市役所別館2階、全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第4回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

14番 須田 哲也 委員

15番 蕪木 勝美 委員

令和6年5月27日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員